

基山町中小企業等緊急支援事業補助金 (中小企業支援事業) に係る申請手引き

令和4年9月15日

【提出方法等】

【申請期間及び提出方法】

1. 申請期間

令和4年9月15日(木曜日)から令和4年12月28日(水曜日)まで

2. 提出方法

持参、郵便により下記提出先まで提出してください。メールでの受付は行っておりません。

<提出先>

〒841-0204 基山町大字宮浦666番地

基山町役場 産業振興課 商工観光係

※持参の場合は、平日の8時30分から17時15分までの受付となります。

※郵送の場合は、令和4年12月28日(水曜日)までの消印が有効です。また、送料は申請者側でご負担をお願いします。

3. 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な様式等を入手することができます。

(1) 基山町役場2階の産業振興課商工観光係での配布。

(2) 基山町ホームページからダウンロード

URL : <https://www.town.kiyama.lg.jp/kiji0034230/index.html>

※窓口での配布は、平日の8時30分から17時15分までの対応となります。

【お問合せ先】

ご不明な点は、下記までお問合せください。

・基山町役場 産業振興課 商工観光係

TEL : 0942-92-7945

受付時間 : 平日の8時30分から17時15分まで

事業概要

1. 目的

本補助金は、原油価格・物価高騰等及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の中小企業等に対し、『基山町中小企業等緊急支援事業補助金』を交付し、支援をすることを目的としています。

2. 補助金額

1事業者あたり 10万円

ただし、前年平均の月の全体経費が10万円に満たない場合はその額を補助金の額とします。

補助対象者及び補助対象要件

1. 補助対象者

(1) この補助金の補助対象者は、基山町内に店舗や事業所を有する者であって、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者（農林業者を含む）とします。

会社・個人

業種	要件（いずれかを満たす）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業（以下以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（以下以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
その他の業種（農林業を含む）	3億円以下	300人以下

(2) 上記(1)に該当する事業者であっても以下の①から④のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

①対象となる事業者の中で、以下の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する事業者。

(ア) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

(イ) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

(ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

②町民税等の滞納がある者

③自己又は法人の役員等が、次のいずれにも該当する者及び次のいずれかに該当する者とその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

④本町から類似する他の補助金等の交付を受けている者

2. 補助対象要件

以下の要件のすべてに該当すること。

(1) 令和2年4月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高が前年1月以降から同年3月までの同3か月の合計売上高と比較して20%以上減少していること。

(2) 令和4年1月以降の任意の連続する3か月間の全体経費又は仕入金額の合計が前年平均の3か月分の全体経費又は仕入金額と比較して10%以上上昇していること。

※ご自身が補助金の対象となるかは、「対象要件確認シート」を参考としてください。

申請手続き等

1. 受付期間

令和4年9月15日（木曜日）から令和4年12月28日（水曜日）まで
※郵送の場合は、令和4年12月28日（水曜日）までの消印が有効です。

2. 申請書類

本補助金の交付を受けようとする方は、「提出書類一覧」に記載の書類を令和4年12月28日（水曜日）までに基山町産業振興課商工観光係に提出してください。

提出書類一覧

項目	内容・様式等
1	<p>交付申請書</p> <p>様式第 1 号</p>
2	<p>売上高の比較対象となる月の売上高実績が確認できる書類</p> <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①売上が増加した月の売上高実績が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年 4 月以降の連続する 6 か月のうち任意の 3 か月の売上台帳、試算表等の写し ②①と比較する月の売上高実績が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年 1 月から令和 2 年の 3 月までの①と同月の売上台帳、試算表又は法人税確定申告書（別表一：収受印あり）及び法人事業概況説明書（1～2 ページ）の写し <p>【個人事業主】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①売上が増加した月の売上高実績が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年 4 月以降の連続する 6 か月のうち任意の 3 か月の売上台帳、試算表等の写し ②①と比較する月の売上高実績が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> 〈青色申告の方〉 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年 1 月から令和 2 年の 3 月までの①と同月の所得税確定申告書 B の第一表、第二表（収受印あり）及び青色申告決算書一式（1～4 ページ） 〈青色申告以外の方〉 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年 1 月から令和 2 年の 3 月までの①と同月の所得税確定申告書 B の第一表、第二表（収受印あり）、収支内訳書又は売上台帳、試算表等の写し
3	<p>令和 4 年 1 月以降で全体経費又は仕入金額の比較対象となる 3 か月間の実績が確認できる書類</p> <p>令和 4 年 1 月以降の任意の連続する 3 か月間分の仕上台帳、売上台帳、試算表等の写し</p>
4	<p>前年 1 年間の全体経費又は仕入金額の実績が確認できる書類</p> <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年分の法人税確定申告書（別表一：収受印あり）及び法人事業概況説明書（1～2 ページ）の写し <p>【個人事業主】</p> <ul style="list-style-type: none"> 〈青色申告の方〉 <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年分の所得税確定申告書 B の第一表、第二表（収受印あり）及び青色申告決算書一式（1～4 ページ） 〈青色申告以外の方〉 <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年分の所得税確定申告書 B の第一表、第二表（収受印あり）、収支内訳書又は仕上台帳、売上台帳、試算表等の写し
8	<p>誓約書</p> <p>別紙 3</p>
9	<p>滞納のない証明書</p> <p>申請前 3 か月以内に発行された町税に関する滞納がない証明書</p>
10	<p>納税証明書</p> <p>申請前 3 か月以内に発行された国税（法人税及び消費税）、法人所在地の都道府県税等</p>

3. 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な様式等入手することができます。

- (1) 基山町役場 2階の産業振興課商工観光係での配布。
- (2) 基山町ホームページからダウンロード。

URL : <https://www.town.kiyama.lg.jp/kiji0034230/index.html>

※窓口での配布は、平日の8時30分から17時15分までの対応となります。

4. 提出方法

持参、郵便により下記提出先まで提出してください。メールでの受付は行っておりません。

<提出先>

〒841-0204 基山町大字宮浦666番地
基山町役場 産業振興課 商工観光係

※持参の場合は、平日の8時30分から17時15分までの受付となります。

※郵送の場合は、送料は申請者側でご負担をお願いします。

手続き等

1. 交付決定

町は、申請書類を受理した後、申請内容を審査し、交付することが適当と認められるときは、交付決定の通知を発送いたします。

4. 補助金の請求及び交付

補助事業者は、交付決定の通知を受けましたら、請求書を町に提出してください。

町は、請求書を受理した後、補助金を交付いたします。

5. 補助金交付の取消し等

補助事業者が交付要綱に関する違反、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消します。この場合に、すでに補助対象者が補助金の交付を受けているときは、補助対象者に対して補助金の返還を求めます。

6. 事業フロー



お問合せ先

ご不明な点は、下記までお問合せください。

・基山町役場 産業振興課 商工観光係

TEL : 0942-92-7945

受付時間 : 平日の8時30分から17時15分まで

別添

提出書類チェックシート

対象要件確認シート

【参考様式】売上台帳（日報詳細）

【参考様式】仕上台帳（日報詳細）